

《就労移行支援事業及び就労定着支援事業の人員基準に関する見直し》

令和7年度より（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修が開始されることに伴い、就労支援員及び就労定着支援員は**基礎的研修の受講を必須**とする。

ただし、令和10年3月31日までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

	現行	令和7年4月1日～
就労支援員	職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。	職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。 <u>また、基礎的研修を受講していること。</u>
就労定着支援員	資格要件はないが、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。	資格要件はないが、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。 <u>また、基礎的研修を受講していること。</u>